

---

---

# メロヴィング朝期の文書における 刑罰条項とその意味

佐藤 彰一

〈名古屋大学〉

---

メロヴィング朝期の文書において、後続する時代に作成された文書におけるのと同じく、当該文書の内容に異議を差し挟んだ者に罰金を課すと威嚇する条項をかなり頻繁に目にします。アルトゥール・ジリイは、その有名な文書科学の教本の中で、それが文書の終末諸条項の一部であることを詳しく説明しています<sup>1</sup>。彼は威嚇条項という見出しのもとに、大部分の場合、文書の終末の一文に見られる二つの要素を纏めています<sup>2</sup>。一つは「呪詛と破門」であり、もう一つは刑罰条項です<sup>3</sup>。前者は霊的な制裁の喚起であるのにたいして、後者は以前に確立したテキストの内容に異議を唱えた者への罰金刑です。

もっと最近になって、ジリイの教本で時代遅れになった部分を更新する目的で新しい教本を出版したものの、オリヴィエ・ギョジャンを筆頭に3人の能力ある専門家の解説は、しかしながら刑罰条項について、開拓者の辿った行路に留まっているのです<sup>4</sup>。実例として、その教本は974年の土地の交換文書の中の一節を引用しています。それは以下のような文章です。「もし何人であれこの合意を破るか否認しようとしたとしても、その者は自らが求めたことを主張し得ず、かつ裁判権力により金3ポンドの支払いを命ぜられるべし」というものです<sup>5</sup>。そして、教本はこの条項は古代にまで遡ると指摘しているのです<sup>6</sup>。まさしくこのような教本の言葉通り、我々は大多数が私文書である数多くの証書がこの種の条項を含んでいて、それは1843年から1849年にかけてジャン・マリ・パルドスシュにより出版された古い文書集成や<sup>7</sup>、メロヴィング朝書式集<sup>8</sup>、『古ラテン証書集成 *Chartae Latinae Antiquiores*』<sup>9</sup>のような印刷版史料に見てとることができます。

文書の刑罰条項に関するこのような多数の事例全体を目の当たりにしながら、この刑罰条項が想定する罰金刑がその中に位置づけられる制度的でもあれば同時に政治・国家的でもあるコンテキストは、まだ十分に解明されたとは言えません。この条項がメロヴィング国家構成のうち最も闇に包まれた部分であり、違反者から支払われる罰金を受領する重要な部門としての国庫の機能を明示的に語っているだけに、なおのこと興

1 Arthur GIRY, *Manuel de diplomatique*, (Paris, 1894), réimp. Slatkine Reprints, Genève, 1975, p. 553 et suiv.

2 *Ibid.* pp. 562–567.

3 *Ibid.*

4 O. GUYOTJEANNIN / J. PYCKE / B.-M. TOCK, *Diplomatique médiévale*, « L'Atelier du médiéviste, 2 », Turnhout, Brepols, 1993, p. 82.

5 *Ibid.* p. 181.

6 *Ibid.*

7 J.-M. PARDESSUS, *Diplomata, Chartae, Epistolae Leges*, (Paris, 1843–1849), réimp. Scientia Verlag, Aalen, 1969, n<sup>os</sup> 177, 180, 186, 195, 237, 241, 253, 256, 257, 267, 273, 293, 312, 316, 328, 338, 350, 358, 361, 364, 375, 382, 384, 404, 406, 412, 413, 415, 416, 421, 432, 437, 439, 442, 448, 449, 450, 454, 458, 461, 467, 468, 470, 471, 474, 475, 476, 480, 481, 485, 490, 491, 492, 493, 502, 514, 516, 519, 521, 525, 529, 536, 538, 540, 543, 544, 546, 549, 550, 554, 556, 559, 563, 576, 577, 578, 579, 581, 585, 587, 592, 594, 595, 596, 597, Add., 5, 6, 7, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 20, 22, 23, 24, 25, 26, 28, 29, 31, 32, 33, 35, 36, 37, 38, 39, 41, 42, 43, 44, 45, 47, 50, 51, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 64, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 79 et 84.

8 *Formulae Andecavenses* : n<sup>os</sup> 19, 37, 41 et 54 ; *Formulae Marculfi liber II*, n<sup>os</sup> 1, 3, 4, 6, 7, 11 et 18.

9 *ChLA*. n<sup>os</sup> 563, 564, 569, 571, 582, 594, 601, 609, 622, 623, 624, 634, 638, 656, 671 et 676.

味深いものがあるのです。中世初期の国庫というこの幽霊じみた実体について、テキスト布置の総体を通して具体的なイメージをわずか一ミリでも捉えることができるならば幸いです。

\*

最初に先のパルドゥスシュの文書集成の中で、刑罰条項を具えた最も古い文書は6世紀の70年代のものであり、そして写しの形で伝来している非常に古い写本のばあいにはしばしば生じたように、それらは大なり小なり後代の著しい改変を受けた可能性があることを指摘しておかなければなりません<sup>10</sup>。それというのも文書を作成するのに用いられた書式は、それが改変を受けていない真正な文書であるとするには、しばしばあまりに独特で、不安定であるからです<sup>11</sup>。私の考えによれば、それゆえ我々の議論を何らかの文書そのものからではなく、むしろ年代確定や真正性の調査が深められている、最古の書式集成から着手するのが賢明と思われまます。それはウエルナー・ベルクマンによれば<sup>12</sup>、その大部分が6世紀の末、すなわち我々がパルドゥスシュの文書集成に関して引き合いに出したばかりの文書と、ほぼ平行する年代に編纂された『アンジェ書式集』です。

それは四つの書式です<sup>13</sup>。すなわち有償での自己委譲（19番）、不動産譲渡（37番）、遺言状（41番）<sup>14</sup>、譲渡文書（54番）がそれです。これら四つの書式とも刑罰条項を具えていて、そこで用いられている用語は互いに全く同一ではないとしても、極めて大きな照応関係を示しており、後期古代の法的特点を備えています。以下に第19番の刑罰条項を引用することにします。

« Et si quis vero, aut ego ipsi aut aliquis de propinquis meis vel qualibet extranea persona qui contra hanc vindicionem, quem ego bona voluntate fieri rogavi, agere conaverit, inferit inter tibi et fisco, soledus tantus coactus exsolvat, ... »<sup>15</sup>

翻訳すると次のようになります。

「もし何人であれ、それが私自身であれ、わが親族の誰かであれ、あるいは親族外の者であれ、私が善良なる意思をもって作成を願い出たこの売却文書に対して異議を唱えんとした者は、汝ならびに国庫にたいして、国庫が納入を命ずるXソリドゥスを支払うべし」

我々の関心からして重要なのは、この刑罰条項が全ての違反者に対して罰金支払いを課していることであり、それは文書行為の受益者の分だけでなく、国庫の取り分としても支払えとしていることです。確かに「*inferit inter tibi et fisco, soledus tantus coactus exsolvat*」の文章を、一義的に、名証性をもって解釈するのは困難であると認めなければなりません。行為主体は単独で指示された全額を受領したのでしょうか。それとも

10 それらは570年頃のテオデキルドの証書、579年のゴディヌスの証書、587年のジラトゥスの証書、573年のアッレディウスの証書である。PARDESSUS, n<sup>os</sup> 177, 180, 186 et 195.

11 テオデキルドの証書に関しては、刑罰条項以下のようなものである。「*Si vero contra hanc conscriptionem ... et in super infērāt partibus ipsius monasterii, dstringento fisco, auri libras xj, argento pondereij, et ...*」、ゴディヌスの証書では「*... et vobis vestrisque successoribus calumpniam intulerit, culpabiles, sociato fisco, auri libram unam et argenti duas persolvant ...*」、ジラトゥスの証書では「*... tunc sit culpabilis, et implecturi tantum libras auri xvj componat, ...*」となっている。*Ibid.*

12 Werner BERGMANN, « Die Formulae Andecavenses, eine Formelsammlung auf der Grenze zwischen Antike und Mittelalter », *Archiv für Diplomatik. Schriftgeschichte Siegel- und Wappenkunde*, Bd. 29, 1978, p. 4. これと並んでハラルド・ジームスの透徹した考察も参照すべきである。Harald SIEMS, *Handel und Wucher im Spiegel frühmittelalterlicher Rechtsquellen*, « MGH. Schriften », Bd. 35, Hannover, 1992, p. 345–358. 最近の研究として、Alice RIO, *Legal Practice and the Written Word in the Early Middle Ages. Frankish Formulae, c. 500–1000*, Cambridge University Press, 2009, pp. 67–80 et 173 sq 参照。

13 Formulae Andecavenses, MGH. Legum Sectio V, ed. K. ZEUMER, Hannover, 1886, pp. 10–11, 16–19 et 22.

14 それには「*Incipit ius liberum*」の標題が付されている。しかしそれは実際には遺言による相続財産帰属に関する証書である。Louis SIZARET, *Essai sur l'histoire de la dévolution successorale ab intestat. Du V<sup>e</sup> au X<sup>e</sup> siècle dans les pays de l'ancienne Gaule romaine*, Dijon, 1975 参照。

15 Formulae Andecavense, *op. cit.* p. 10.

国庫もまた同額の罰金を受領したのでしょうか。行為主体と国庫が罰金額として指定されているものを分け合ったとすれば、どのような割合で分割したのでしょうか。このような重要な疑問に答えるためには、7、8世紀のフランクシアの文書に数多く見られる別のタイプの刑罰条項に尋ねることが必要です。

私はここで7世紀後半に作られた文書を引用しましょう。その文書とは、673年の日付をもったエッソンのブリエール・ル・シャテルにある女子修道院へのクロティルドの寄進文書です。この文書は原本の形で保存されていて、そのことから後代の字句の挿入や偽造の危険性を全面的に免れており、有効な分析を保証してくれています<sup>16</sup>。この文書の28行目が刑罰条項であり、次のように始まっています。

« Si quis vero, quod futurum esse non credo, si ego ipsa aut alequi de heredeibus uel proheredeibus meis uel quislibet oposita persona contra presentem deliberacion(em) unire conauerit, iram s(an)c(t)i Trinetatis incurrat et a lemenebus s(an)c(t)arum aelclisiarum excommunis appariat, et insup(er) inferat socio fisco auri liber(as) uiginti, argenti pond(o) quinquaginta, et nec sic ualiat uendecare quo(d) repetit »<sup>17</sup>

和訳は以下のようになります。「未来に何が起こるか予測できないように、私自身、あるいは私の相続人、あるいは私の相続人の相続人、あるいは誰であれ、もし何人かが、敢えて本決定に異議を唱えんとしたならば、その者は聖なる三位一体の怒りをかい、聖なる一切の教会の敷居から斥けられ、さらにその上、国庫の強制により金20リブラ、銀50ポンド支払うべし。この請求されしものは、裁判により取り戻すことなざるべし」。

ご覧の通り、この刑罰条項はこの種の文書カテゴリーのステレオタイプからやや逸脱しています。この条項の真中に「その者は聖なる三位一体の怒りをかい、聖なる一切の教会の敷居から斥けられる」、という一文が挿入されていることに気づかれるでしょう。クロティルドの文書において、刑罰条項は「呪詛と破門」の条項と結びつけられています<sup>18</sup>、そうしたことは文書がその効力を永続化するために私文書の場合しばしば見られることです。

\*

メロヴィング朝期の文書における刑罰条項の問題、とくにその意味、国庫の機能の問題の探究を再開する前に、100年も前に開拓者アルトゥール・ジリィがその貴重な文書学の教本で唱えた古い理論から、我々は解放されなければなりません。ジリィは文書における刑罰条項の書式は、12世紀にそれが完全に消滅する以前から久しく実体の伴わない空文であり、効力のない凝固した条項であることを強調しています<sup>19</sup>。私が見るところ、ドイツの中世史家ハラルド・ジームスもフランク時代の書式集の総括の中で、ジリィと見解を共有しているように思われます<sup>20</sup>。それにもかかわらず、私はこの機会に皆さんの前でメロヴィング朝の文書における刑罰条項が有効であったこと、実体を反映した条項であったことの理由を示すことができると考えています。

この問題に対する我々の立場を確認して、私は再び先に取りあげたクロティルドの寄進文書に立ち返りたいと思います。この文書の刑罰条項に、以下のように違反者が求められている罰金額の提示があります。すなわち「国庫の強制により金20リブラ、銀50ポンド支払うべし」、という一節です。ところで、この謎めいた一節を解釈するには、主要な問題として以下の二点を考えるのが良いと思うのです。第一は罰金の受領は

16 *ChLA*. vol. XIII, n° 564, pp. 63–68.

17 *Ibid.* p. 66.

18 GIRY, *op. cit.* pp. 562–565.

19 *Ibid.* p. 567.

20 SIEMS, *op. cit.* p. 354.

誰が主導するのかという点。第二の点は、金で示された数字と銀で示された数字の、二重の数字をどのように解釈するかの問題です。以下暫くこの二つの問いについて考えましょう。

罰金の受領のイニシアティブに関しては、この種の証書の作成の論理によれば、証書の主体が罰金額の受領の権利を有していると考えるのが自然です。それにもかかわらず、クロティルドの文書の刑罰条項には、この罰金の受領の資格を持つ者が誰であるかの指示が明示されていません。その受領に関して、わずかに「socio fisco 国庫の強制により」という言葉が、罰金の徴取手続に言及しているだけです。これとの関連で、想起されなければならないのは、『アンジェ書式集』では文書の性格が異なるにもかかわらず、全ての刑罰条項が賠償金を受け取る資格の持主が明示されていることです。『アンジェ書式集』のすでに挙げた四つの書式から問題となる章句だけを引用しましょう。すなわち「inferit inter tibi et fisco soledus tantus 汝と国庫の間にXソリドゥスを提供すべし」(19番)、「soledus tantus tibi sociante fisco conponat Xソリドゥスを国庫の強制のもとに、汝に対して仕度すべし」(37番)、「inferit inter vobis et sociante fisco 汝と強制する国庫の間に提供すべし」(41番)、「inférit inter tibi et fisco, soledus tantus 汝と国庫の間にXソリドゥス」(54番)。

さて、7、8世紀に作成された多くの文書は罰金支払いの行く先を明示していません。クロティルドの寄進状も例外ではありません。私はそれについて、原本で伝来している文書のうちに確認できる事例だけを紹介することにします。

すなわち「sed inferat ... una cum socio fisco だが国庫の強制をもって……提供すべし」、「inferat socio fisco 国庫の強制をもって提供すべし」、「una cum socio fisco 国庫の強制をもって」、「una cum socio fi(sco) 国庫の強制をもって」、「et sociante fisco 国庫の強制により」、「inferat una cum sociante fisco 国庫の強制をもって提供すべし」等々です。

文書において、罰金の受領の正当な資格の持主である私人が現れる事例についての情報を示さないのは、誠実とは言えないでしょう。それは以下のような事例です。「int(er) te et sociu(m) fisco 汝と国庫の間で」、「uel ad partibus uestri(s), una cu(m) dstringenre fisco 汝のものとして、国庫の強制のもとに」、「monachis ibidem habitantes cu(m) sociante fisco そこに住む修道士たちに国庫の強制のもとに」、「inferat vobis una cum sociante fisco 汝に国庫の強制により提供するように」などです。

要するに明らかなことは、メロヴィング朝期、そしてカロリング朝期の文書の刑罰条項においても、規則に違反した者に対して課される罰金の徴取において国庫の行政が優位にあったということです。そしてこれはまったく理にかなったことでした。なぜなら罰金の徴取が強制的であった限り、公的な審級がそこに介入することが絶対に不可欠だからです。単なる私人では、違反者に罰金を支払うよう強制する手段をもたないからです。ひとたび支払うべき金額が国庫に納められた後、どのようにして文書の名義人に帰属する分と、国庫の分とが分割されたのでしょうか。『アンジェ書式集』では、それぞれの取り分が明確に指示されました。しかしながら、その後の時代の文書には、国庫に支払うべき総額が言及されるだけで、文書の名義人とフランク国家の国制の一般原則によるならば、支払われた総額の一部を収入として徴取する権利をもつ国家の間での分割について、一切語っていないのです<sup>21</sup>。国庫が殺人事件の折に加害者から支払われた贖罪金の場合に行なったように、総額の三分の一を自らのもとに留保したというのはいかに可能性があります。

\*

21 Jean DURLIAT, *Les finances publiques de Dioclétien aux Carolingiens (284–889)*, « Beiheft der Francia, Bd. 21 », Sigmaringen, Jan Thorbecke, 1990, pp. 120–121 ; Matthias HARDT, *Gold und Herrschaft. Die Schätze europäischer Könige und Fürsten im ersten Jahrtausend*, « Europa im Mittelalter, Bd. 6 », Akademie Verlag, 2004, pp. 157–158 ; François SAINT-BONNET / Yves SASSIER, *Histoire des institutions avant 1789*, 3<sup>e</sup> édition, Paris, Montchrestien, 2008, p. 61.

私はここで今一度根本問題を繰り返すことにいたします。中世初期の文書に見える刑罰条項は、死文、偽りの語句だったのでしょうか。先に言及した第二の設問、すなわち金と銀による二つの数字表現は、この問いかけに直接結びついています。

刑罰条項において、大部分の場合、罰金額が金と銀の双方で定められていることを思い起こして下さい。この金銀による二重の罰金額規定は何を意味しているのでしょうか。違反者に金による支払いと、銀による支払いの二重の支払いを求めているのでしょうか。しかしながら、幾つかの例を除いて関連する所見の絶対多数は、二つの数字を接続する語句を欠いています。合理的なのは、その数字が、金で支払うならば幾ら、銀で支払うならば幾らといった、選択的な支払い額を示していると考えことです。クロティルドの文書を例に取りましょう。「*inferat socio fisco auri liber(as) uiginti, argenti pond(o) quinquaginta*」という一行は、「国庫の強制により金20リブラ、銀50ポンド支払うべし」と訳してよいでしょう。この点について精査したメロヴィング朝期の約150点の文書を通して、金と銀の量を示す数字は、おそらく争われている財産の額がありきたりであるがゆえに、ある種の数字に傾くように見えることはあるものの、同じであるとはとても言えません。もしそうであるとするならば、それぞれの罰金額規定において、一对の数字は同じ内在的価値を示していることとなります。それというのも、金と銀のいずれを選択してもよかったからです。

この仮説を検証するために、度量衡の分野の作業に乗り出すのは賢明とは言えないでしょう。とくに中世初期の重量や寸法の問題は、処理がデリケートで高度に仮構的であり、作業結果においても不確かさがつきまといまいます。そうではありますが、私はつかの間の冒険を試みたいと思います。

クロティルドの文書で見たように、我々は金による計量単位はリブラであり、銀のそれはポンドゥスであることを確認できます。確かに幾つかの例外的な事例があり、そこでは計量単位がウンキア、すなわちオンス単位となっています<sup>22</sup>。中世度量衡史の優れた専門家であるハラルド・ヴィットヘフトによれば、度量衡システムは、西洋では古代から中世初期にかけて断絶なしに連続していたことを確認できます<sup>23</sup>。古代ローマの度量衡についての一連の知見を検討し、カロリング朝期の関連勅令とフランク時代の重量相関表の操作を分析して、彼はこの時代の金1リブラは20ソリドゥスに対応し、その重量価はメートル法で表記すると90.9583グラムであったという仮説を提示しています。他方銀の1重量ポンドゥスは545.75グラムであったとしています。これは882年のヴァイキングに対してカール肥満王が支払った貢納銀についての『フルダ修道院年代記』の記述から割り出された数字です。この数字を先のクロティルドの文書の刑罰条項に適用してみましょう。金20リブラは1819.166グラムとなります。これに対して、銀50ポンドゥスは27287.5グラムとなります。つまり金1.82キログラムは、銀27.29キログラムと等価ということになります。金と銀の価値比率は金が15に対して、銀は1ということになります。

ところでもう一人の古銭学の専門家ピーター・スパッフオードは、中世西洋の貨幣史についての素晴らしい書物の中で、862年のシャルル禿頭王の時代に金と銀の価値比率は12対1であると述べています<sup>24</sup>。他方ヴィットヘフトはこの金銀比率は18から12対1の数字であったと仮定しています<sup>25</sup>。クロティルドの文書に見られる数字は、中世初期に関して確認される相関表での金銀価値比率と完全に対応しているのです。幾つかの事例として、オリジナルで伝来している文書で一連の金銀の価値比率を計算したいと思います。オリジナル文書に限定したのは、それが後代の改竄の危険を避けるためです。

22 私は「*Chartae Latinae Antiquiores*」の563番と676番の文書を挙げるに留める。

23 Harald WITTHÖFT, « Mass und Gewicht im 9. Jahrhundert. Fränkische Traditionen im Übergang von der Antike zum Mittelalter », *IVSWG*, Bd. 70-4, 1983, pp. 457-482 ; Id., *Munzfuss, Kleingewichte, pondus Caroli und die Grundlegung des nordeuropäischen Mass- und Gewichtswesens in fränkischer Zeit*, Scripta Mercaturae Verlag, Ostfildern, 1984.

24 Peter SPUFFORD, *Money and its Use in Medieval Europe*, Cambridge University Press, 1988, p. 51.

25 WITTHÖFT, *Munzfuss*, p. 94.

690/691年の日付をもつ北フランスのウアデミルスとその妻の寄進文書では12対1です。年代比定が8、9世紀とされる同名のウアデミルスのプレカリア文書も12対1。777年のサン・ドニ修道院長フルラドゥスの遺言状も12対1です。同じフルラドゥスの777年以後のものと推定される別の遺言状では、17.1対1、797年の北フランスの伯テウダルドゥス寄進文書では18対1、8世紀末のストラスブル司教ウイデゲルヌスの特権状では10対1です。

文書によって金銀の価値比率が18から10対1の間で変動しているのは確かです。この関係の理論上の標準値が12対1であると仮定しましょう。この場合、現在まで伝来しているオリジナル文書から我々が示した数字は、理論値から50パーセント中の増減を示していることとなります。この値はかなり信頼のおけるものであり、これらの文書が作成されたとき、その都度公権力あるいは国庫役人の立ち会いのもとに、当該財産の価値に比例した罰金額の算定がなされたものと推測されるのです。これまで繰り返し引き合いに出してきたクロティルドの文書では、クローヴィス2世の宮廷の有力者、すなわちドメスティクス（国庫管理の責任者）のエルメンリクス、宮廷伯ウァニングスそして宮宰ギスレマルスが立ち会っています<sup>26</sup>。

ところで、この短い報告から結論を引き出す前に、いま暫く罰金の受領に関して国庫が置かれた立場について考えてみましょう。

\*

私がここで思い起こすのは、かつてジャン・デュリアがメロヴィング朝の行政、とくに国庫役人に関して、なぜあれほど稀にしか我々が史料で目にしないか、その理由について提起した仮説です。彼は次のように述べました。すなわち、メロヴィング朝のシステムは最少人数の行政役人しか必要としないものであった。なぜなら、大部分の国家業務は関係する都市当局に委ねられており、租税や罰金の徴収に関して、国庫の受領の果実は国王宮廷に運ばれることなく、現地で支出されたり、消費されたりしたからであるとしています<sup>27</sup>。694年の告示の中で、キルデベルトゥス3世はサン・ドニ修道院に一つの所領を寄進していますが、それはこの修道院が灯明料として国庫から毎年得ていた現金受領の権利を放棄することの代償なのでした。この文書において、公の金庫は「*sacellus publicus*」、すなわち「公庫」と表現されています。各々の行政領域ごとに公金の受領のためにこの種の公庫が存在したと推測されます。サン・ドニ修道院は、告示により国王が承認した200ソリドゥスを毎年パリの公庫から受領していたものと思われる<sup>28</sup>。

罰金額の確定の主体をめぐる問題に関しては、非常に興味深い証言があります。それは強盗の被害者が国王法廷に訴えを起こした事件に関して、加害者に下された「最終判決」の書式です。国王法廷への告訴をうけて、宮廷伯は被疑者にたいして国王法廷への出頭を命じたのですが、被疑者は出頭せず、これに対して原告は三日間国王法廷に出頭していました。こうして被告人は敗訴し、原告は勝訴しました。そしてこの文書は以下のように結びます。「我らに以下のごとく命ずる。すなわち本件に該当する汝等の地方の法が教えるところに従い、汝等の強制をもって、前述の某（被告）にその賠償金を確定し、その支払いを拒否せざるようすべし」<sup>29</sup>。我々の問題関心に照らして非常に興味深いのは、国王法廷が被告の支払うべき罰金を細かく決定する代わりに、この犯罪が起こった場所の担当役人に指示を与え、その地方の法に従って賠償額を決定するよう求めていることです。私はメロヴィング朝の文書の刑罰条項において見られる罰金額の確定もまた同

26 Horst EBLING, *Prosopographie der Amtsträger des Merowingerreiches von Chlothar II. 613 bis Karl Martell (741)*, « Beiheft der Francia », Bd. 2, Wilhelm Fink Verlag, 1974, pp. 143–144 ; 233–234 et 159–160.

27 DURLIAT, *op. cit.* pp. 82–84.

28 *ChLA*, n° 577 (694), 18, « ... et congregacio ibid(em) consistencium soledus docentus, quod de saccello publico annis singolis ibidem fuit consuetudo in alemunia uel in lumenarebus ipsius s(an)c(t)i loci de palacio dandi, ... ».

29 *Formulae Marculfi I*, n° 37, *MGH. Formulae*, *op. cit.* p. 67.

様であったのだと思います。なぜならばその確定は「最終判決」書式が強調しているように、「地方法」と切り離しがたく結びついていたからなのです。